

お問い合わせ及び回答(公募開始～平成23年1月31日)

【応募資格関係】

Q 1 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

A 応募時に設立している必要はありませんが、採択された場合には設立して頂く必要がありますので、応募時に全ての共同研究機関からその旨了解を得ておいてください。

Q 2 海外の共同研究機関ともコンソーシアムを設立する必要があるか。

A 海外の共同研究機関であっても1共同研究機関として、コンソーシアムに参画して頂きたいが、どうしても同意を得られない場合は、個別に別途ご相談願います。

Q 3 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得は中核機関だけでよいか。

A 貴見のとおりです。

Q 4 「普及支援組織」の位置づけは、共同研究機関となるか。

A プロジェクト研究委託事業における普及支援組織は、普及支援のみを行う機関、あるいは共同研究機関の1つ又は複数が普及支援を担うことを想定しており、位置づけは共同研究機関と同じです。

Q 5 「普及支援組織」は、応募要領に書かれている研究機関の応募資格の条件を満たす必要はあるのか。

A 普及支援のみを行う機関として参画する場合、その機関は条件を満たす必要はありません。

Q 6 「普及支援組織」は、医療関係者、農協や都道府県等、全てを含める必要があるか。

A 公募要領は例示を記載しております。必ずしも複数参加する必要はありません。

Q 7 中核機関若しくは共同研究機関が独自に広報等、普及活動を行う組織を有している場合、普及支援組織の参画は必要ないか。

A 貴見のとおりです。

Q 8 TLO(技術移転機関)は「普及支援組織」として妥当か。

A TLOは研究成果を特許化し、それを企業等へ技術移転することを目的とする法人であり、意図としている普及支援組織として想定しておりません。

Q9 コンソーシアムの構成等を採択後に変更することは可能か。

A コンソーシアムの構成も含めて採択先を審査しますので採択後の変更は認めていませんが、複数年の委託プロジェクトにおいて研究の進捗により構成員の追加等が必要となった場合は、毎年度研究の進行管理、研究計画の策定を行う運営委員会に諮った上で変更することは可能です。

Q10 普及支援組織は、研究実施期間途中からの参画は可能か。

A 提案時に研究実施期間途中からの参画で採択されれば可能ですが、研究の進捗状況を把握して頂くことが普及支援にもつながると考えていますので、当初からの参画が望ましいと考えます。なお、Q9同様、参画前に運営委員会で承認を頂く必要があります。

Q11 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行うことは可能か。

A 委託費を受けず経費を全て自己負担で参加することは可能です。

Q12 当機関のみでは研究を総括的に出来ないが、どのようにすればよいか。

A それぞれの機関で得意・不得意な分野があるので、不得意な分野を補完する他の機関とコンソーシアムを組んで応募してください。

【応募方法関係】

Q13 e-Radは研究グループ全構成員が登録する必要があるのか。

A 中核機関の事務代表者が登録されていれば応募は可能ですが、原則として全ての機関が登録する必要があります（資金配分を受けない普及支援組織の場合は、登録不要）。採択された場合には速やかにご登録をお願いします。

Q14 e-Radのアップロードできるファイルの最大容量を増やすことはできないか。

A 最大容量を増やすことはできません。この制限は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の仕様となっています。

【委託対象経費関係】

Q15 研究補助員であっても研究推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

A 当該委託研究に従事していることが明らかであり、研究推進のために必要なものであれば支出は可能です。

Q16 ヒト介入試験で一般の人の協力が必要な場合においては、謝金は計上して

良いか。

A 学内の規程に基づき通常の範囲内で計上してください。

Q17 一般管理費の比率（15%以内）は決定なのか。

A 決定です。当局のプロジェクト研究の取り決めとして定めております。

【提案書関係】

Q18 提案書2-1事業実施責任者はどういう位置づけの者を記載するのか。

A 中核機関

研究開発責任者・・・中核機関の研究者で当該プロジェクトの全体を統括・管理する総責任者。

経理統括責任者・・・中核機関の職員で経理全般の責任者。当該プロジェクト全体の経理の総責任者

研究実施責任者・・・中核機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可。（その場合は併記して下さい）研究開発責任者との重複可】

経理責任者・・・中核機関が担当する研究課題の経理全般の責任者（経理統括責任者との重複可）

共同研究機関

研究実施責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の実施責任者【複数名の併用可。（その場合は併記して下さい）】

経理責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の経理全般の責任者

Q19 研究実施責任者が研究課題を持たないこともあるか。

A Q18のとおり、研究課題を持ちます。

Q20 経理担当者について、特別な資格、条件はあるか。

A 研究機関における組織上のしかるべき者であれば特別な資格、条件は必要ありません。

Q21 様式2「研究員一覧」におけるエフォートの記入は、記載する全研究員が対象か。

A 原則、研究員全員のエフォートを記入してください。なお、様式2「研究者一覧」の注意書きは、人件費、試験研究費の賃金を算出するため、「人件費を計上する場合」のエフォートの記載をお願いしておりますが、研究の重複情報を把握するため、「人件費を計上しない場合」についても、原則、研究員全員のエフォートを記入してください。

Q22 提案書様式3「研究員 研究経歴書」はポスドクも提出する必要があるか。

A 必要ありません。中核機関、共同研究機関における正規の研究員（正社員）のみ必要となります。

Q23 提案書様式3「研究員 研究経歴書」は「普及支援組織」も提出する必要があるか。

A 必要はありません。

Q24 様式4「研究実施機関（中核機関及び共同研究機関）」の財務状況（当期純利益及び資本金）の記入は、独立行政法人の場合必要か。

A 必要です。地方独立行政法人も必要となります。

【契約書関係】

Q25 現在示されている委託契約書（案）の項目内容を変更することは可能か。

A 当方で契約に当たり必要な事項を規定しており変更することは想定していません。

Q26 規約や協定書を作成する際に契約書（案）を参考にするとするが、締結時までに内容は変更となるのか。

A 現在、知的財産関連について検討中で、その関連条項が変更となる場合があります。それ以外の条項については、変更を予定しておりません。最終案は2月上旬にH. Pでお知らせする予定です。

【知的財産権関係】

Q27 研究成果の帰属は契約書に基づく確約書を提出していれば、研究機関に帰属するものと考えてよいか。

A バイ・ドール法の適用により、あらかじめ帰属の条件の遵守を約する確約書の提出があれば、研究成果は国ではなく研究機関に帰属します。

Q28 契約書（案）第20条第1項第3号に「当該特許権等を相当期間活用していないと判断・・・」とあるが、相当期間の具体的な日数を教えてほしい。

A 研究成果ごとに活用されていないと判断する期間が異なることから、具体的な日数は定めていません。

Q29 複数の共同研究機関である場合、知的財産権の取扱いはどうなるのか。

A あらゆる場合が想定されますので、コンソーシアムの規約や協定書におい

て参画する研究機関の合意の基に定めておいて下さい。

【その他】

Q30 指定試験事業の指定試験地主任者は研究員として問題ないか。

A 問題ありません。

Q31 海外機関とコンソーシアムを構成するにあたり、技術会議に提出する文書は和文、英文、現地語と複数必要か。

A 原則、和文のみで良いですが、必要に応じて提出を求める場合があります。

Q32 研究実施責任者が他の委託事業を持っている場合、採択されないことはあるか。

A ありません。

Q33 委託研究費限度額は最大限計上可能なのか。(農林水産省で一部天引きされるのか)

A 当方で一部天引きは行いません。委託研究費限度額まで最大限計上可能です。

Q34 再委託は不可とあるがサンプル分析を外部機関に依頼することなども再委託に含まれるのか。

A サンプル分析等、一般的な役務等の請負契約である場合は、再委託には含まれません。

Q35 研究成果報告書等の作成にあたって、分量等のイメージがつきにくい。

A 研究成果報告書等の様式につきましては、契約書の別紙様式をご参照下さい。事業の成果につきましては、各課題毎にその概要を1000字程度で記載してください。なお、過去の報告書等の資料につきましては、可能な範囲で情報提供が可能です。